

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

令和五年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

正能・戸崎地区土地区画整理事業共同施行者

二 事業施行期間

令和二年三月二十七日から令和五年三月三十一日まで

三 施行地区

加須市大字正能字当開戸、大字戸崎字上及び字下の各一部

四 土地区画整理事業の名称

加須都市計画事業正能・戸崎地区土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

令和二年三月二十七日

六 終了の認可の年月日

令和五年三月三日